

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年3月21日（木）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充
安 達 卓 是 土 光 均 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子
西 野 太 一 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総合政策部】

[総合政策課] 堀口次長兼課長 遠藤総合戦略室長

【市民生活部】藤岡部長

[市民税課] 長谷川次長兼課長 仲田課長補佐兼税制担当課長補佐
山内市民税担当課長補佐

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐
松永課長補佐 久保福祉政策担当課長補佐 山本主任
[長寿社会課] 足立課長 森介護保険第一担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍 聴 者

伊藤議員 稲田議員 岩崎議員 大下議員 奥岩議員 門脇議員 田村議員
津田議員 徳田議員 又野議員 松田議員 森田議員 森谷議員 吉岡議員
報道関係者3人 一般1人

審査事件及び結果

議案第47号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第49号 和解について [原案可決]

~~~~~

## 午前11時34分 開会

○今城委員長 民生教育委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案2件について審査いたします。

初めに、議案第47号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長兼市民税課長 議案第47号、米子市市税条例の一部を改正する

条例の制定について御説明いたします。

それでは、議案第47号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。通知をお開きください。追加議案参考資料1ページでございます。米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和6年能登半島地震の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずるよう、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、市税条例を改正しようとするものです。改正内容としましては、令和6年能登地震災害による被災者の有する資産について損失が生じたときは、所得割の納税義務者の選択により、令和5年に生じた損害損失の金額として令和6年度分の個人市民税において雑損控除を適用することができるよう特例を設けるものでございます。また、本条例の施行期日ですが、公布の日でございます。なお、今回の条例改正による対象者でございますが、令和6年1月1日に米子市に住民票を有するなど、米子市が市民税を賦課する方で、令和6年能登半島地震災害により資産に損失を受けた方ということになります。

説明は以上です。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時37分 休憩**

**午前11時39分 再開**

**○今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第49号、和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中本福祉政策課長。

**○中本福祉政策課長** 議案第49号、和解についてでございますが、サイドブックス内の令和6年米子市議会3月定例会議案予算書等3月21日上程分、追加議案参考資料の2ページをお開きください。これは福祉保健部の職員の公務中の交通事故によるもので、本市に過失はなく、相手方の過失割合を10割とし、市自動車の損害に係る損害賠償金の支払いを相手方に求めることについて和解をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○**土光委員** この和解で金額は30万円程度で、そんなに大きい額ではないんですが、これを議会の議決を求める理由を説明ください。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 議決を求める理由につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、市の職員がこういった形で損害を被った場合は、議案として上程するということになっております。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**土光委員** 分かりました。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号、和解について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を閉会いたします。

**午前11時41分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子